

# 茨城沿岸海岸保全基本計画 改訂検討委員会（第2回）

【茨城沿岸海岸保全基本計画(改訂原案)について】

『海岸保全施設の整備に関する基本的な事項』

令和7年(2025年) 12月25日



茨城県

# 基本計画(改訂原案)の内容と構成

『茨城沿岸海岸保全基本計画(改訂版)』(茨城県、平成28年3月)	『茨城沿岸海岸保全基本計画(改訂版)』(茨城県、令和8年3月)
1. 海岸保全基本計画の策定について	1. 海岸保全基本計画の策定について
1.1 背景	1.1 背景 (文章の変更)
1.2 計画を作成する海岸の区分	1.2 計画を作成する海岸の区分 (文章の変更)
1.3 計画対象範囲	1.3 計画対象範囲 (文章の変更)
1.4 海岸保全基本計画において定める事項	1.4 海岸保全基本計画において定める事項 (文章の変更)
2. 茨城沿岸の現況と課題	2. 茨城沿岸の現況と課題
2.1 防護面から見た現況と課題	2.1 防護面から見た現況と課題 (文章の変更)
2.2 環境面から見た現況と課題	2.2 環境面から見た現況と課題 (文章の変更)
2.3 利用面から見た現況と課題	2.3 利用面から見た現況と課題 (文章の変更)
2.4 その他の課題	2.4 その他の課題
(1) 防護・環境・利用のトレードオフ	(1) 防護・環境・利用のトレードオフ
(2) 海岸域における他事業との関係	(2) 海岸域における他事業との関係 (文章の変更)
3. 海岸の保全に関する基本的な事項	3. 海岸の保全に関する基本的な事項
3.1 茨城沿岸の保全の方向	3.1 茨城沿岸の保全の方向 (文章の変更)
3.2 海岸の防護に関する事項	3.2 海岸の防護に関する事項 (文章の変更)
3.2.1 海岸の防護の目標	3.2.1 海岸の防護の目標 (文章の変更)
(1) 防護すべき地域	(1) 防護すべき地域
(2) 防護水準	(2) 防護水準 (文章の変更)
3.2.2 海岸の防護の目標を達成するために実施しようとする施策	3.2.2 海岸の防護の目標を達成するために実施しようとする施策 (追加項目)
(1) 津波・高潮対策	(1) 津波・高潮対策 (文章の変更)
(2) 侵食対策	(2) 侵食対策 (文章の変更)
(3) 海岸保全施設の整備	(3) 海岸保全施設の整備 (文章の変更)
(4) 海岸保全に関する基礎的データの取得、蓄積	(4) 海岸保全に関する基礎的データの取得、蓄積
(5) 海岸保全事業の計画	(5) 海岸保全事業の計画
3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項	3.3 海岸環境の整備及び保全に関する事項 (文章の変更)
(1) 生物の生育、生息環境に配慮した海岸保全事業の推進	(1) 生物の生育、生息環境に配慮した海岸保全事業の推進
(2) 海岸景観・観光資源としての海岸に配慮した海岸保全施設の整備	(2) 海岸景観・観光資源としての海岸に配慮した海岸保全施設の整備
(3) 海岸汚損の抑制	(3) 海岸汚損の抑制
(4) 自然豊かな海岸環境の保全のための取組みの推進と行為の制限、徹底	(4) 自然豊かな海岸環境の保全のための取組みの推進と行為の制限、徹底
(5) 海岸環境に関する情報の共有	(5) 海岸環境に関する情報の共有
3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	3.4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 (文章の変更)
(1) 地域振興との連携、調和	(1) 地域振興との連携、調和
(2) 地域の個性を生かした親しまれる海岸づくり	(2) 地域の個性を生かした親しまれる海岸づくり
(3) 海辺への円滑なアクセスの確保	(3) 海辺への円滑なアクセスの確保 (文章の変更)
(4) 海岸保全施設の更新	(4) 海岸保全施設の更新
(5) サーフィン等の海岸利用における利便性と海岸集落の快適性の向上	(5) サーフィン等の海岸利用における利便性と海岸集落の快適性の向上 (文章の変更)
(6) 多様な海岸域利用の調整・海岸利用のルールづくり	(6) 多様な海岸域利用の調整・海岸利用のルールづくり (文章の変更)
(7) 海岸の魅力の発信	(7) 海岸の魅力の発信 (文章の変更)
4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針	4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針 (文章の変更)
・表4.1. 各海岸の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針	・表4.1. 各海岸の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針 (文章の変更)
4.2 海岸保全施設の施設の新設又は改良に関する事項	4.2 海岸保全施設の施設の新設又は改良に関する事項 (文章の変更)
(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置	(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置
(3) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	(3) 海岸保全施設の段階的な整備 (追加項目)
4.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	4.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
(1) 海岸保全施設の存する区域	(1) 海岸保全施設の存する区域
(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置	(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置
(3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	(3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
・表4.3、図4.1. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	・表4.3、図4.1. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 (文章の変更)
5. これからの海岸づくりに向けた重要事項	5. これからの海岸づくりに向けた重要事項
5.1 海岸管理者等関係機関における体制づくり	5.1 海岸管理者等関係機関における体制づくり
5.2 市町村による日常的な海岸管理の推進	5.2 市町村による日常的な海岸管理の推進
5.3 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体等との連携	5.3 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体等との連携
5.4 海岸管理者と大学・研究機関等との連携	5.4 海岸管理者と大学・研究機関等との連携
5.5 多様な主体との連携	5.5 多様な主体との連携
5.6 海岸愛護の啓発、海岸環境教育の充実	5.6 海岸愛護の啓発、海岸環境教育の充実
5.7 地球温暖化に伴う気候変動への対応	5.7 気候変動への対応 (文章の変更)
5.8 計画の見直し	5.8 計画の見直し (文章の変更)

1. 計画書の概要

2. 現況と課題

3. 保全に関する基本的な事項

4. 施設の整備に関する基本的な事項

5. 海岸の保全に関するその他の重要事項

「海岸保全基本方針」による項目

茨城県独自の項目

# 海岸基本方針における「定めるべき基本的な事項」

## 三 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

### 1 定めるべき基本的な事項

#### (1) 海岸の保全に関する基本的な事項

- ① 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
- ② 海岸の防護に関する事項(目標、施策)
- ③ 海岸環境の整備及び保全に関する事項(施策)
- ④ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項(施策)

#### (2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

- ① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
  - イ 区域
  - ロ 種類・規模・配置
  - ハ 受益地域
- ② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
  - イ 区域
  - ロ 種類・規模・配置
  - ハ 維持修繕の方法

H26.6  
法改正に伴う  
追加項目

R2  
・  
11の  
基本  
方針  
改訂  
で項  
目の  
変更  
なし

## 4 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### 4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針

### 4.2 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

### 4.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項(変更なし)

## 4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### 4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針

「海岸の保全に関する基本的な事項」の「海岸の防護に関する事項」のうち、「海岸の防護の目標」に示した「気候変動の適応策」(p.64:ハード対策)に基づき、<取組みの方向>の海岸防護に追記する。

改訂原案 p.87

#### <海岸防護(段階)>

##### 【ア】 現状の防護水準の維持に努める区間

- ・ 供用期間中の計画外力に対して、既存の海岸保全施設等により背後地が防護されている海岸、又は後背地地盤高が高い海岸

##### 【イ】 事業実施中の区間

- ・ 国の交付金事業等により、工事または事業計画の策定が進んでいる海岸

##### 【ウ】 事業実施に向けて計画策定が必要な区間

- ・ 海岸保全施設の供用期間中の計画外力に対して、既存の海岸保全施設等の堤防高や砂浜幅などが不足しており今後対策が必要な海岸

※ 現計画における「目指すべき堤防高」を満たしていない海岸はすべて【ウ】

## 4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### 4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針

現況の浜幅(2019年現在)及び汀線変化量(2009年～2019年)により、侵食の進行がもたらす環境や景観への影響を以下のとおり評価・分類する。

改訂原案 p.87

#### <海岸環境(段階)>

##### 【ア】 現状の環境の維持に努める区間

- ・ 砂浜や磯の環境、崖等の良好な景観が概ね維持されている海岸
- ※ 浜幅が20m以上あり、かつ今後も砂が堆積傾向にある海岸

##### 【イ】 失われつつある環境の修復に努める区間

- ・ 砂浜や崖の侵食の進行やそれに伴い生物の生育・生息・繁殖環境が失われつつある海岸
- ※ 浜幅が20m以上あるが、侵食が進行している海岸

##### 【ウ】 環境の改善・回復を目指す区間

- ・ 砂浜や崖の侵食の進行により、生物の生育・生息・繁殖環境や景観が悪化している海岸
- ※ 浜幅が20m未満の海岸  
(海浜植生の生育、ウミガメの産卵等に影響が生じる水準とされる)

## 4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### 4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針

実際の海岸利用の状況を踏まえ、以下のとおり評価・分類する。

改訂原案 p.87

#### <海岸利用(区分)>

##### 【ア】現状の利用の維持に努める区間

- ・ 住民の日常生活や漁業の場として利用の継続に努め、過度な利用とならないようにする海岸

※ 下記【イ】、【ウ】に該当しない海岸

##### 【イ】自然環境を守りながら利用の適正化を図る区間

- ・ 自然環境に優れ、これを劣化させる利用は控えるなど、利用の適正化を検討していく海岸

※ 背後に保安林を有し、過度な利用を行っていない海岸

##### 【ウ】地域の活性化に資する利用を図る区間

- ・ レクリエーションや観光など、地域の活性化に資する取り組みを進める海岸

※ 海水浴場やサーフスポット、定期的なイベントの開催等、積極利用が図られている海岸

## 4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### 4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針

改訂原案 p.88-104

3.2.1 海岸の防護の目標 に示した内容(改訂原案p.59 防護水準)に基づき、「各海岸の取組の方向と海岸保全施設の整備方針」の対策に下記のとおり追記(表4.1(1)～(17))。

- 海岸背後、海食崖上に民家等がある海岸では、「崖の侵食を防止、軽減するため、崖に**気候変動の影響を考慮した**波が直接作用することを防ぐ施設等を整備する。」
- 上記以外の海岸では、「**気候変動の影響を考慮した**津波(L1)・高潮による海水の侵入を防止する機能、波浪による越波を減少させる機能などを有する堤防・護岸や漂砂を制御する機能を有する施設を整備する。」

## 4 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### 4.1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針

### 4.2 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

- (1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
- (2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置
- (3) 海岸保全施設の順応的な段階整備【追加項目】
- (4) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

### 4.3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項(変更なし)

## 4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### 4.2 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

改訂原案 p.111-136

「海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域」、「海岸保全施設の種類、規模及び配置」、「海岸保全施設による受益の地域及びその状況」は、現計画策定時からの状況変化を踏まえて、対策の種別、海岸保全施設の種類、規模、受益の地域とその状況、維持又は補修の方法について表4.4(1)～(7)と図4.4(1)～(18)を更新。

# 4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

## 4.2 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

改訂原案 p.111-136

表 4.4 (1) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

市町村名	区域No.	地域海岸No.	区域			対策の種類	海岸性状	種類		規模				受益の地域		維持又は修繕の方法 ※ 海岸保全施設の種類に応じた維持又は修繕の方法は表4.4参照。
			海岸名	地区海岸名	所管			(現況)		(計画)		地域	状況			
								海岸保全施設	堤防・護岸延長 (L=m)	堤防・護岸天端高 (T.P.m)	要保全海岸線延長 (L=m)			目指すべき堤防高 (T.P.m) ※ ( ) 内は、港内を対象とした設計津波の水位。		
北茨城市	1	1	平潟漁港海岸	-	農林水産省 水産庁	津波・高潮対策、 侵食対策	人工(港、護岸)、 砂浜	堤防、護岸、離岸堤、 突堤	1,335	6.00	2,207	7.5 (4.6)	高潮波浪	北茨城市の一部	住宅地、駐車場	・ 常時、異常時の巡視及び、1回/5年程度の定期点検を行う。
	2	1	北茨城海岸	五浦地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	侵食対策	崖・岩礁	消波堤、人工リーフ、 人工崖	-	-	2,365	-	-	北茨城市の一部	住宅地、森林、ホテル	・ 常時、異常時の巡視及び、1回/5年程度の定期点検を行う。
	3	2	北茨城海岸	大津地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	侵食対策	崖・岩礁	消波工	-	-	987	-	-	北茨城市の一部	住宅地、森林	・ 常時、異常時の巡視及び、1回/5年程度の定期点検を行う。
	4	2	大津漁港海岸	-	農林水産省 水産庁	津波・高潮対策、 侵食対策	崖・岩礁、人工 (港)、砂浜	堤防	1,348	3.5	1,151	7.5~8.0 (3.7)	高潮波浪	北茨城市の一部	市街地、住宅地、 農地、森林	・ 常時、異常時の巡視及び、1回/5年程度の定期点検を行う。
	5	2	北茨城海岸	神岡下地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	津波・高潮対策	砂浜	堤防、消波堤、 離岸堤	175	4.3~4.4	175	4.5	高潮波浪	北茨城市の一部	住宅地、森林	・ 常時、異常時の巡視及び、1回/5年程度の定期点検を行う。
	6	2	北茨城海岸	神岡上地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	津波・高潮対策、 侵食対策	砂浜、人工(護岸)	堤防、護岸、消波工、 消波堤、離岸堤	1,720	4.7~7.0	2,300	8.0	高潮波浪	北茨城市の一部	住宅地、森林	・ 常時、異常時の巡視及び、1回/5年程度の定期点検を行う。また、毎年5月の大型連休までに安全利用点検を行う。
	7	3	北茨城海岸	磯原地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	津波・高潮対策、 侵食対策	砂浜、人工(護岸)	護岸、消波工、離岸堤、 人工リーフ	1,700	5.5~7.0	1,700	7.5	高潮波浪	北茨城市の一部	住宅地、森林	・ 常時、異常時の巡視及び、1回/5年程度の定期点検を行う。また、毎年5月の大型連休までに安全利用点検を行う。
	8	3	北茨城海岸	下桜井地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	津波・高潮対策、 侵食対策	砂浜	護岸、消波工、離岸堤	1,710	7.0~7.1	2,282	7.0	高潮波浪	北茨城市の一部	住宅地、森林	・ 常時、異常時の巡視及び、1回/5年程度の定期点検を行う。
	9	3	北茨城海岸	足洗地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	津波・高潮対策	砂浜	堤防	1,155	7.0	1,878	8.0	高潮波浪	北茨城市の一部	住宅地、森林	・ 常時、異常時の巡視及び、1回/5年程度の定期点検を行う。
	10	3	北茨城海岸	栗野地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	津波・高潮対策	砂浜	堤防	70	4.5~7.0	70	7.5	高潮波浪	北茨城市の一部	住宅地	・ 常時、異常時の巡視及び、1回/5年程度の定期点検を行う。
	11	3	北茨城海岸	小野矢指地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	津波・高潮対策、 侵食対策	砂浜	堤防、消波工	906	6.0~6.1	906	7.0	高潮波浪	北茨城市の一部	住宅地、森林	・ 常時、異常時の巡視及び、1回/5年程度の定期点検を行う。

# 4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

## 4.2 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

改訂原案 p.111-136

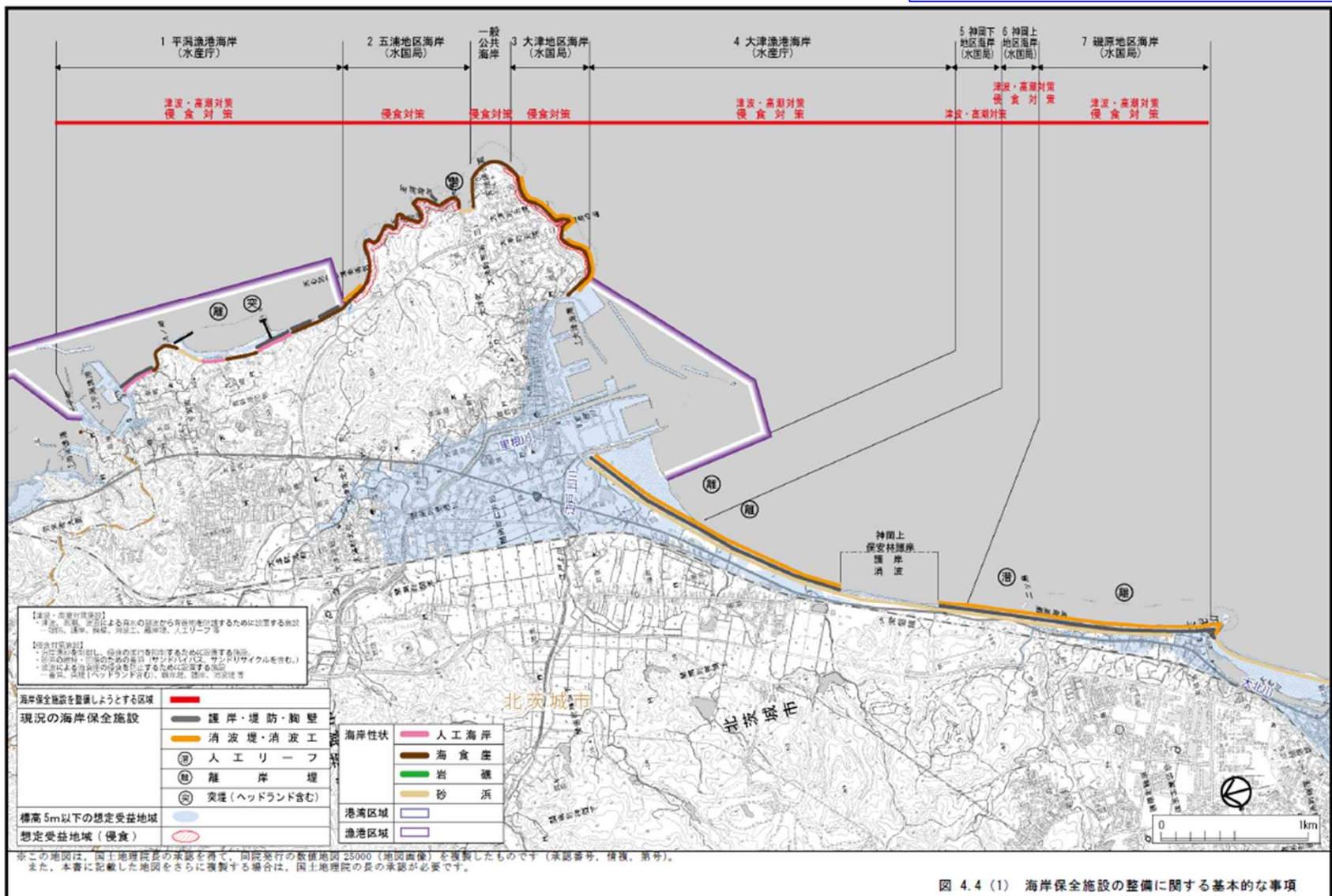


図 4.4 (1) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

## 4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### 4.2 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

#### (3) 海岸保全施設の順応的な段階整備(追加)

改訂原案 p.106-109

- 気候変動の影響を考慮した海岸保全施設の適応策においては、**気候変動の不確実性等**を考慮し、各答申や提言に示された施設の気候変動への適応策を踏まえ、**順応的な段階整備を実施**することを基本とする。
- 順応的な段階整備では、2100年の「目指すべき堤防高」を目指し、施設の耐用年数の期間内(例えばコンクリート構造物では50年間)に予測される平均海面水位の上昇量や波浪の増大などの外力の変化について、時系列的に評価し、**耐用年数の期間中も外力に対して必要な防護水準を維持**するように整備を行う。
- 各地区海岸での整備の検討にあたっては、気候変動による影響および、整備を行う背後地の人口および土地利用状況の将来変化についても考慮した上で防護水準を決定する。
- 「目指すべき堤防高」は、現在得られている知見や将来予測データ等に基づき設定しているものであるため、最新の知見や波浪、潮位、海岸地形等のモニタリング結果により、**必要に応じ適宜計画の見直し等**を行うものとする。

# 4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

## 4.2 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

### (3) 海岸保全施設の順応的な段階整備(追加)

改訂原案 p.106-109

